暴力団排除に関する誓約書

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

　　　年　　月　　日

所在地

法人名

代表者名

※お願い

前橋市では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

また、前橋警察署又は前橋東警察署に照会する場合があります。

この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。